

# リスク管理規程

## リスク管理規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という。）におけるリスク管理に関して基本的な事項を定め、リスク発生の防止と適切な対応により損失の最小限化を図ることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程において「リスク」とは、機構に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせる全ての可能性を指すものとし、具体的には次に掲げるものをいう。

- (1) 財政に関するリスク
- (2) 法令等の遵守に関するリスク
- (3) 労務に関するリスク
- (4) 業務に関するリスク
- (5) 災害等に関するリスク
- (6) 情報システムに関するリスク
- (7) その他 前各号に準じるリスク

### (適用範囲)

第3条 この規程は下記に該当する役職員（以下「役職員」という。）に適用されるものとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 就業規則第2条に規定する正職員
- (4) 準職員就業規則第2条に規定する準職員
- (5) 任期付き職員就業規則第2条に規定する任期付き職員等
- (6) 再雇用職員就業規則第2条に規定する再雇用職員
- (7) 非常勤職員就業規則第2条に規定する非常勤職員
- (8) 基本契約書等により機構の就業規則に則ることが定められている派遣職員

### (役職員の責務)

第4条 役職員は、その職務の遂行にあたり、リスク管理に努めなければならない。

2 役職員は、リスクが発生した場合（リスクの発生が回避できない場合を含む。以下同じ。）には次条第2項に規定するリスク管理者に速やかに報告しなければならない。

### (リスク管理体制)

第5条 理事長は、リスク管理責任者として、機構のリスク管理を総括する。

2 副理事長は、リスク管理者として、各部におけるリスク管理を総括する。

(リスク管理委員会の設置)

第6条 機構におけるリスク対策を行うため、リスク管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第7条 委員会の構成は理事長、副理事長、事務局長、部長、次長とする。

(委員長等)

第8条 委員会の委員長は、理事長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、副理事長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。

(委員会の任務)

第9条 委員会は、次の事項について検討及び審議を行い、その結果を理事会に報告する。

- (1) 予見されるリスクの洗い出し、評価、防止策、発生時の対策
- (2) 前項防止対策の推進状況
- (3) リスクが発生した場合
- (4) その他委員会が必要と認めた事項

(委員会の運営)

第10条 委員会は毎年度定期的に1回開催するものとし、その他必要に応じて委員長が招集する。

(公表)

第11条 この規程は機構ホームページより公表する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改正・廃止は、理事会の決議を得て行うものとする。

(雑則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年12月1日から施行する。